



令和7年版

東海村 環境政策の 概要



東海村



東海村の概要

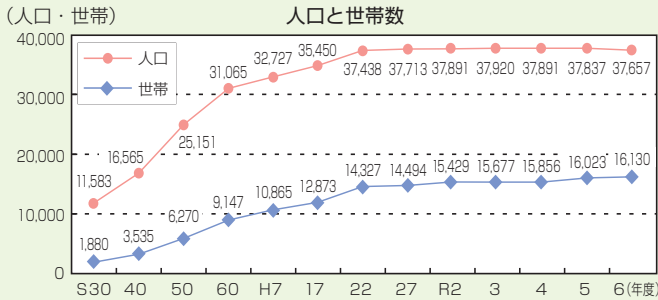
地勢・気候

茨城県の県都水戸市の北東約15kmに位置し、東は洋々たる太平洋に面し、西は那珂市、南はひたちなか市、北は久慈川を挟んで日立市と接しています。村域は、東西、南北ともに約8km、面積は約38.00km²です。北部に一級河川の久慈川、南部に二級河川の新川が流れ、久慈川の南側と真崎浦、細浦などの低地は沖積層で、水田地帯となっており、台地は洪積層で畑地と平地林を形成し、東はゆるやかに傾斜して、その先端は砂丘に連なっています。気候は、年間を通して温暖であり、台風や雪などによる自然災害は少なく、自然条件に恵まれています。気温は年平均15℃前後で、降雨量は平均1,300mm程度です。

人口

東海村の人口は、昭和30年の発足当時は11,583人でしたが、その後、原子力事業所の進出、周辺地域での工業化の進展などにより、令和6年10月現在で37,657人となっています。

(出典：とうかいの統計)



自然環境

東海村には、太平洋に面する海岸の砂浜に砂丘植物群落と砂防のためのクロマツの植林があり、さらに昔から存在していた常緑広葉樹林が見られ、二つの地域が茨城県自然環境保全地域に指定されています。人里にはコナラ・クヌギ林、アカマツ林、スギ林が点在し、また、絶滅危惧植物に該当するミズニラ、ナガエミクリ、ハマカキラン、カザグルマが確認されていますが、これらの個体数は年々減少しています。

東海村の自然環境保全地域

名称	自然環境の概況
豊岡自然環境保全地域	クロマツの林、ハイネズ、ビロードテンツキ、ハマゴウ等の海浜植物
村松自然環境保全地域	クロマツの林、スダジイ、トベラ等の常緑広葉樹、その林床に成育するスカシユリ等の海浜植物

産業別人口

令和2年の東海村の産業人口は18,984人で、産業別の割合は、第1次産業が2.6%、第2次産業が24.5%、第3次産業が72.8%となっています。

(出典：国勢調査)

もくじ CONTENTS

東海村の概要 1

1 東海村の環境政策

- (1) 東海村環境基本条例 2
- (2) 第3次東海村環境基本計画 2
- (3) とうかい環境村民会議 4

2 生活環境の状況

- (1) 大気環境 5
- (2) 水環境 6
- (3) 騒音・振動 7
- (4) 有害化学物質 8
- (5) 公害苦情の状況 8

3 廃棄物対策

- (1) 一般廃棄物の処理状況 9
- (2) 一般廃棄物の処理施設 9
- (3) ごみの減量化・資源化の取組み 10

4 カーボンニュートラルに向けた取組み

- (1) 二酸化炭素排出量の推計 11
- (2) とうかいエコオフィスプラン 12
- (3) 住民主体の取組み 13

5 環境保全の取組み

- (1) 環境教育・学習の推進 14
- (2) 村民参加による環境保全活動 15
- (3) 環境情報の共有 16

1 東海村の環境政策



今を生きる私たちは、かけがえのない自然環境を次世代に残す責務があります。私たちをやさしく育ててくれた東海村を未来につなぐため、村は地域の要として範を示し、率先して環境負荷の低減に取り組みます。そして、村・村民・事業者及び滞在者のパートナーシップを基本に、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

1 東海村環境基本条例

村では、村民の健康で文化的な生活を確保し、人類の福祉に貢献することを目的として、平成11年度に「東海村環境基本条例」を制定しました。この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、村、村民、事業者及び滞在者の責務を明らかにし、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めています。

東海村環境基本条例 基本理念

第3条 良好な環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代のすべての村民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 第3次東海村環境基本計画

「自然豊かな環境を一人ひとりが力を合わせて守り育て ライフスタイルを見直し 持続可能な社会を足元から実現する」を理念に掲げ、下記の5つの分野から構成する「第3次東海村環境基本計画」を令和3年度に策定しました。

この計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とし、実施計画を定め、個別の施策・取り組みを積極的に推進しています。

●5つの分野とその到達目標

① 自然共生社会	<ul style="list-style-type: none">・私有地の樹林地に対する管理方針が明確になり、所有者及び近隣住民と共有されている。・まちなかの至るところで「みどり」をつくる活動が実施されている。・河川・湧水・ため池などの身近な水辺環境で住民参加による保全活動が実践され、利用者のモラルが向上し安全な親水空間が生まれている。・海浜植物に対する理解が深まり、保全活動が実施されている。
② 低炭素社会	<ul style="list-style-type: none">・2050年ゼロカーボンシティに向けた戦略が設定されている。・事業所屋根や遊休地を活用した太陽光発電の設置が進む。・一般家庭では電気の自給自足や発電方式を考慮した電力会社への切り替えが進む。・知識と行動が結びつく効果的な学習・普及啓発により、住民の低炭素型ライフスタイル・事業者における低炭素型ビジネススタイルが進展する。・公共交通サービスのほか、住民の支えあいによる移動手段の仕組みが生まれている。・エコドライブが根付き、ガソリン車から低炭素車への移行が進む。
③ 循環型社会	<ul style="list-style-type: none">・海ごみ・川ごみ対策が進展し、多くの住民が関心を持って関わっている。・事業者と連携した食品ロス対策や資源回収の仕組みが構築されている。・各家庭や地区単位でのバイオマス資源を活用した家庭菜園やガーデニングが実践されている。・エシカル消費に関する教育が実践され、事業者での取り組みも広がっている。
④ 生活環境	<ul style="list-style-type: none">・公害や環境汚染、不法投棄がなく、食と水の安全が守られている。・気候変動を背景とする災害などに対する理解・備えが進んでいる。・田園や海岸などの自然景観に対する住民の関心が高まり、保全・活用の取り組みが行われている。
⑤ 持続可能な地域づくりを担う人材育成	<ul style="list-style-type: none">・子どもから大人まで、学習段階や興味関心に応じて環境学習・体験ができる機会が創出されている。・各分野で活躍する環境活動団体のネットワーク化が進む。・学習・体験から環境活動にリンクする仕組みがあり、人材の流動化が進む。

1 東海村の環境政策



●具体的な環境施策

1 自然共生社会	大項目 1 生物多様性の保全・再生	①里地里山の保全 ②貴重な動植物の保護・保全 ③動植物の生息・生育空間の結びつきの確保 ④生きものとの共生
	大項目 2 みどりの保全とネットワーク形成	①樹林地の維持・改善 ②まちなかの「みどり」の保全・創出
	大項目 3 水環境の保全	①河川、用水、ため池などの環境の保全・改善 ②湧水、地下水の保全 ③海浜の自然の保全
2 低炭素社会	大項目 1 地域エネルギー政策	①ゼロカーボンシナリオの構築
	大項目 2 低炭素型ライフ／ビジネススタイルの推進	①家庭、事業所における省エネ・創エネ機器の普及 ②家庭における低炭素化の支援 ③事業活動における低炭素化の支援 ④役場の率先行動(東海村エコオフィスプランの推進)
	大項目 3 交通の低炭素化	①車の賢い利用 ②自転車の活用 ③公共交通サービスの維持 ④住民の支えあいによる移手段の仕組みづくり
3 循環型社会	大項目 1 ごみを出さない暮らしへの転換	①エシカル消費の推進 ②家庭や事業所における資源の再利用 ③食品ロス対策
	大項目 2 循環型ライフスタイルの推進	①生ごみの減量化と利用の推進 ②循環型農業、地産地消の推進
	大項目 3 資源循環システムの向上	①資源リサイクル意識の向上や醸成 ②高齢者世帯のごみ分別・排出支援 ③紙ごみ分別の推進 ④資源回収拠点の整備 ⑤廃食油等の品質向上や用途の拡大
4 生活環境	大項目 1 快適で安全な暮らしの担保	①食と水の安全確保 ②公害対策 ③不法投棄対策と環境美化
	大項目 2 気候変動への適応	①気候変動影響に関する情報の収集・共有と適応策の実践
	大項目 3 東海村らしさの継承	①良好な生活環境の形成 ②景観資源の保全と活用
5 持続可能な地域づくり	大項目 1 学校での環境学習	①ESDの推進 ②身近な「現場」の活用
	大項目 2 地域での環境学習	①あらゆる場での環境学習の推進 ②地域人材の活用
	大項目 3 人材・団体のネットワーク化	①人材・団体のネットワーク化



3 とうかい環境村民会議

平成24年4月、「第2次東海村環境基本計画」の施策を推進するため、村民・事業者等をメンバーとする「とうかい環境村民会議」が発足しました。「第3次東海村環境基本計画」への改定以降も、引き続き村の環境施策を推進する重要な主体として、自然共生社会部会・脱炭素社会部会・循環型社会部会・生活環境部会の4部会で活動するとともに、とうかい環境フェスタやとうかいキャンドルナイトを主催し、村民が環境に触れることのできる機会を提供しています。

活動内容は、とうかい環境村民会議のホームページをご覧ください。



「とうかい環境村民会議」では、共に活動していただけるメンバーを随時募集しています。ご興味をお持ちの方は、ホームページからお問い合わせいただくか、とうかい環境村民会議事務局（裏表紙のお問い合わせ先）までご連絡ください。

※右の二次元コードからとうかい環境村民会議のホームページにアクセスできます。





公害のないまちづくりを推進するにあたり、村では昭和59年から環境調査事業を開始し、大気・水質・騒音・振動・ダイオキシン類など、村内の環境について継続して環境調査・監視を行っています。近年の調査では、ほとんどの項目で環境基準を達成していました。また、発生源については、環境関連法令と県条例に基づき、県と連携した監視・指導を行っています。

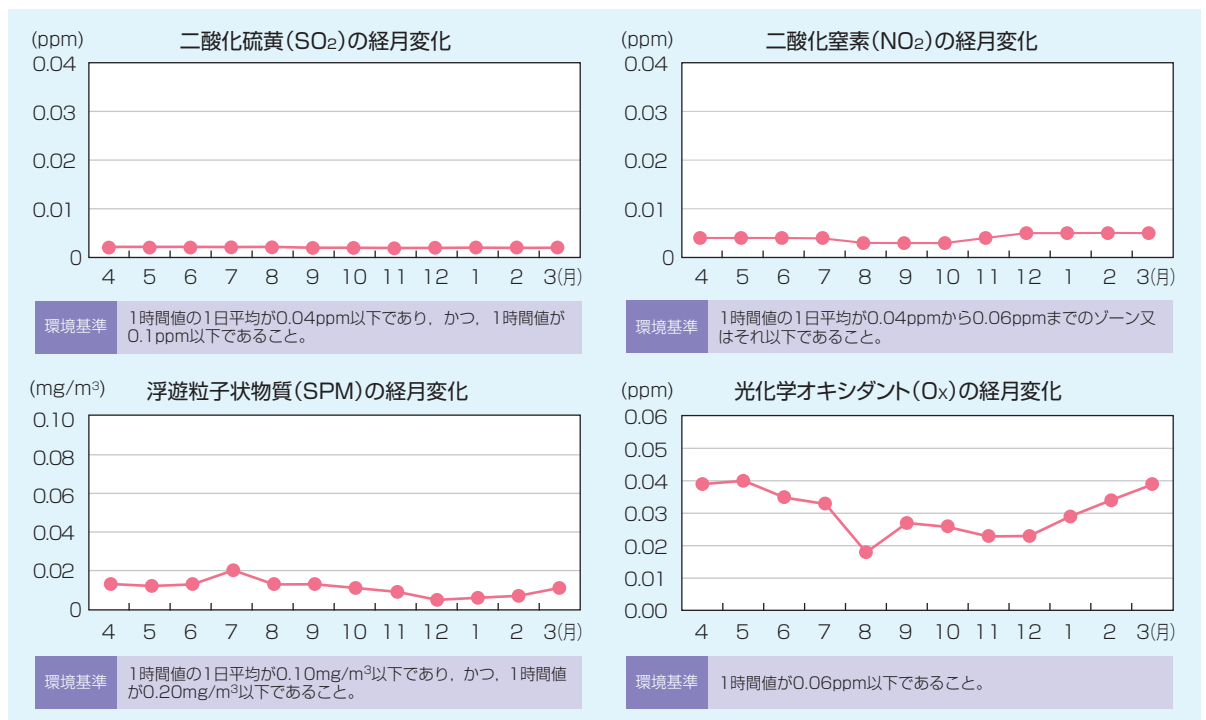
今後も継続して健康で安心して暮らせる環境づくりを目指した環境保全対策に努めます。

1 大気環境

①一般大気環境

村では、一般大気環境測定局（東海村役場議会棟）において、二酸化硫黄（SO₂）、一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）の常時観測を行い、県測定局では、光化学オキシダント（O_x）の測定を行っています。令和6年度は全調査項目について環境基準を達成していました。

令和6年度 一般大気環境調査結果



※光化学オキシダントは昼間測定の平均値、そのほかは24時間連続測定の平均値

②自動車排出ガス

村では年1回、一定期間自動車排出ガスの測定を行っています。令和6年度は、村内主要道路10地点で測定し、全調査項目（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素）で環境基準を達成していました。

自動車排出ガス測定 環境基準達成状況(○:達成 ×:未達成)

調査期間:R6.8.2~R6.12.21

No.	測定地点	測定項目					
		二酸化窒素(NO ₂) 一週間平均値 (ppm)	環境基準 達成状況	浮遊粒子状物質(SPM) 一週間平均値 (mg/m ³)	環境基準 達成状況	一酸化炭素(CO) 一週間平均値 (ppm)	環境基準 達成状況
1	県道主要地方道常陸那珂港山方線(村松幼稚園駐車場)	0.003	○	0.007	○	0.2	○
2	県道豊岡佐和停車場線(レストラン琥珀前)	0.003	○	0.009	○	0.2	○
3	国道6号(美容室はしもと前)	0.003	○	0.009	○	0.2	○
4	国道245号(村松コミュニティセンター)	0.005	○	0.001	○	0.2	○
5	常磐自動車道(外宿浄水場)	0.005	○	0.006	○	0.2	○
6	県道日立東海線(長松院南駐車場)	0.004	○	0.006	○	0.2	○
7	村道駈上り動燃線(東海消防署駐車場)	0.005	○	0.007	○	0.2	○
8	村道遠間庚塚線(第7消防分団車庫前)	0.004	○	0.006	○	0.2	○
9	村道石神外宿原電線(石神コミュニティセンター)	0.007	○	0.004	○	0.2	○
10	村道小松原笠内線(東海村テニスコート駐車場)	0.006	○	0.005	○	0.2	○

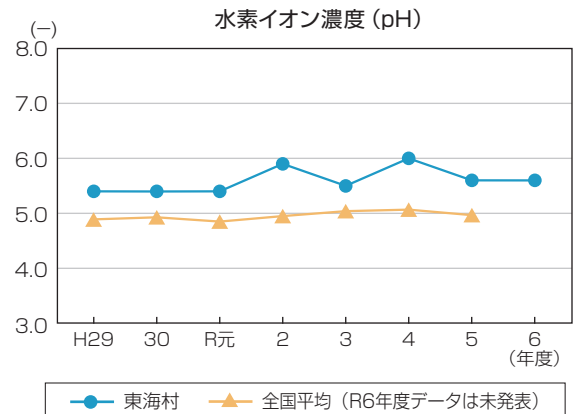
環境基準 【二酸化窒素】1時間値の1日平均が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン又はそれ以下であること。
【浮遊粒子状物質】1時間値の1日平均が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。
【一酸化炭素】1時間値の1日平均が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。



③酸性雨

酸性雨は、二酸化硫黄や窒素酸化物などを起源とする酸性物質が雨などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象で、pH5.6が酸性雨の一つの目安となります（酸性度が強いほどpHは低くなります）。

村では、東海村役場議会棟屋上を測定地点とし、定期的に雨水の分析を行っています。令和6年度の水素イオン濃度の平均値は5.6でした。全国年平均値はpH4.98（※令和5年度に環境省が実施した酸性雨調査結果参照）となっています。また過去10年間の経年変化をみると、ほぼ横ばいで推移していました。

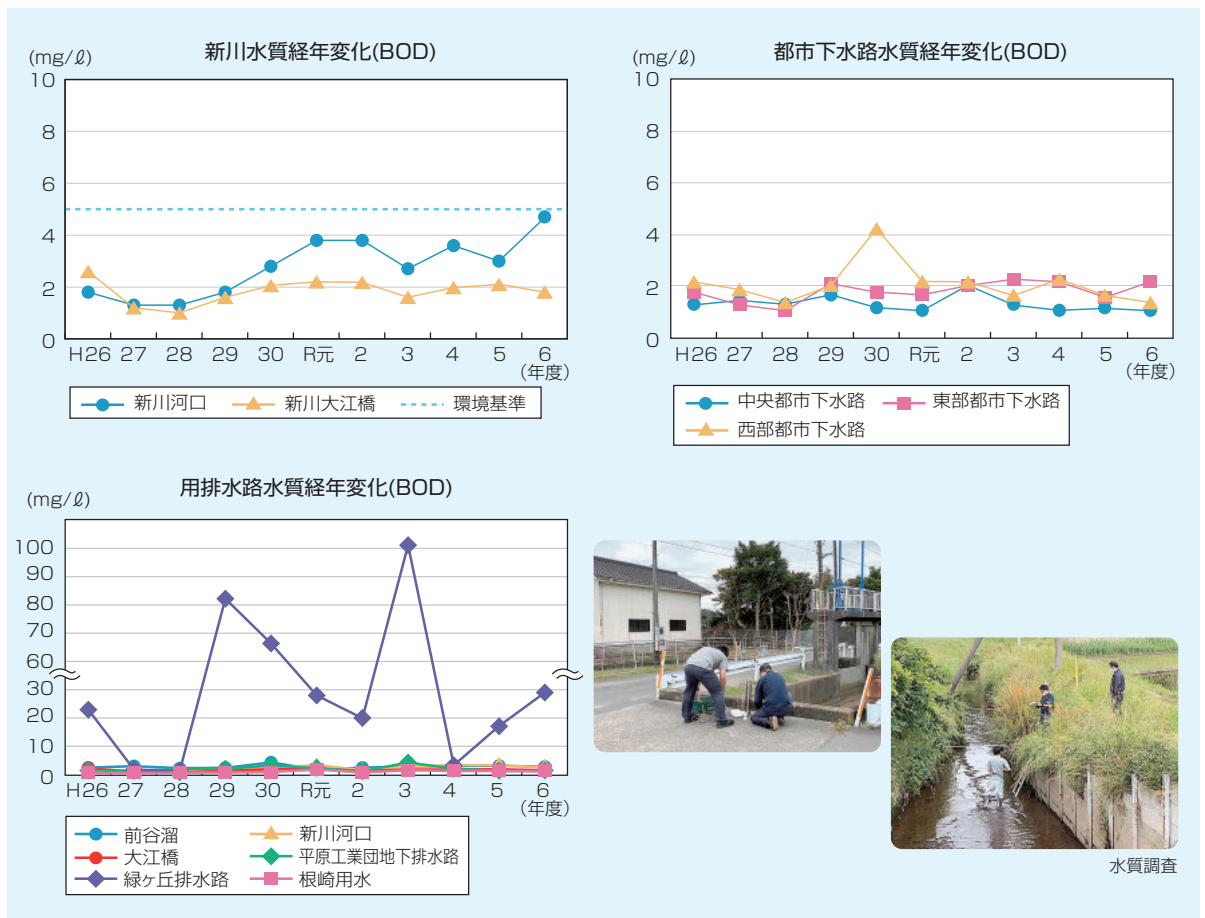


2 水環境

①公共用水域

村では、村を流れる新川を含め、3つの都市下水路、6つの用排水路の水質調査を季節ごとに行っています。令和6年度は、環境基準が設定されている新川において、水質汚濁を示す代表的な指標であるBOD（生物学的酸素要求量・水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素量）の年間平均値は環境基準（5mg/ℓ以下）を下回っています。

測定値の変動がみられる箇所があることから、今後も継続して観測を行っていきます。





②地下水

令和6年度は、13地点の井戸水を採水して調査しました。理化学・細菌検査では、4地点で飲料水水質基準を超過し、他9地点が飲用に適合していました。有機塩素系化合物(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン)は、全ての地点で検出されませんでした。

3 騒音・振動

①環境騒音

環境騒音調査は、村内9地点で年1回測定を実施しています。令和6年度の調査結果では、昼間(6~22時)・夜間(22~6時)すべての地点で環境基準を達成しました。

環境騒音調査結果

調査期間：R6.12.12~R6.12.13(1地点につき連続24時間測定)

No.	測定地点	用途地域	時間区分	測定値(dB)	環境基準値	
					基準値(dB)	達成状況
1	駅西第3児童公園	第一種低層住居専用	昼間	42	55	○
			夜間	40	45	○
2	船場区自治会集会所	市街化調整	昼間	51	60	○
			夜間	45	50	○
3	押延区自治会集会所	市街化調整	昼間	43	60	○
			夜間	35	50	○
4	駅東第1公園	第一種中高層住居専用	昼間	47	55	○
			夜間	40	45	○
5	百塚区自治会集会所	第一種低層住居専用	昼間	48	55	○
			夜間	42	45	○
6	村松幼稚園	第一種低層住居専用	昼間	47	55	○
			夜間	37	45	○
7	外宿二区自治会集会所	市街化調整	昼間	42	60	○
			夜間	39	50	○
8	亀下区自治会集会所	市街化調整	昼間	42	60	○
			夜間	40	50	○
9	照沼区自治会集会所	市街化調整	昼間	45	60	○
			夜間	41	50	○



環境騒音調査(船場区自治会集会所)



もみじ通り



②自動車騒音・振動・交通量

自動車騒音・道路交通振動・交通量調査は、常磐自動車道1地点、国道2地点、県道3地点、村道4地点の計10地点で実施しています。令和6年度の調査結果は、騒音・振動ともに全ての測定地点において要請限度以下でした。交通量は、国道6号、国道245号、常磐自動車道が上り・下りともに一日1万台を超えており、他に比べ交通量が多い道路となっています。

自動車騒音・振動・交通量 調査結果

調査期間：R6.8.6～R6.12.20(1地点につき連続24時間測定)

No.	測定地点	時間区分	騒音(dB)				振動(dB)			交通量(台/日)	
			測定値	環境基準	要請限度	要請限度評価	測定値	要請限度	要請限度評価	上り	下り
1	県道主要地方道常陸那珂港山方線 (旧東海地区交番跡地)	昼	67	70	75	○	30	65	○	4,756	4,985
		夜	61	65	70	○	<30	60	○		
2	県道豊岡佐和停車場線 (レストラン琥珀前)	昼	65	70	75	○	40	65	○	5,385	5,252
		夜	58	65	70	○	<30	60	○		
3	国道6号 (美容室はしもと前)	昼	71	70	75	○	52	70	○	11,851	12,365
		夜	68	65	70	○	49	65	○		
4	国道245号 (村松コミュニティセンター)	昼	70	70	75	○	43	70	○	11,504	11,246
		夜	66	65	70	○	37	65	○		
5	常磐自動車道 (外宿浄水場)	昼	70	70	75	○	45	70	○	15,261	14,915
		夜	66	65	70	○	44	65	○		
6	県道日立東海線 (長松院南駐車場)	昼	65	70	75	○	41	70	○	6,420	6,676
		夜	59	65	70	○	33	65	○		
7	村道駆上り動燃線 (文化センター前)	昼	65	65	75	○	43	70	○	4,926	4,698
		夜	56	60	70	○	<30	65	○		
8	村道遠間庚塚線 (第7消防分団車庫前)	昼	64	65	75	○	40	70	○	5,466	5,109
		夜	56	60	70	○	<30	65	○		
9	村道石神外宿原電線 (石神コミュニティセンター)	昼	66	65	75	○	43	70	○	4,482	4,414
		夜	61	60	70	○	<30	65	○		
10	村道小松原笠内線 (東海村テニスコート駐車場)	昼	65	65	75	○	33	70	○	3,931	4,123
		夜	56	60	70	○	<30	65	○		

4 有害化学物質

ダイオキシン類

本村のダイオキシン類濃度調査は、村内2地点で年1回大気中のダイオキシン類の測定を実施しています。令和6年度の調査結果では、全ての地点において環境基準を大きく下回りました。

ダイオキシン類調査結果

調査期間：R6.1.24～R6.1.31(1地点につき連続1週間測定)

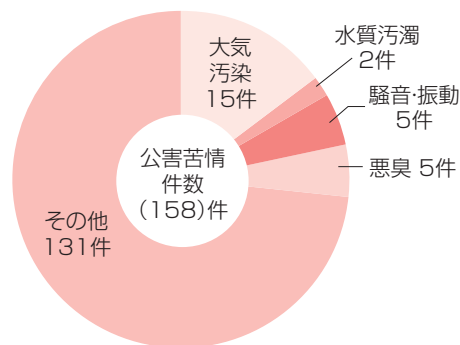
項目	地点名	測定値(毒性等量)	環境基準
大気	百塚区自治会集会所	0.0067pg-TEQ/m ³	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
	南台区自治会集会所	0.0059pg-TEQ/m ³	

5 公害苦情の状況

公害に関する苦情は、生活環境にかかわる問題であり、住民の健康と良好な生活環境を確保するため、これらの適切な処理に努めています。

令和6年度に村に寄せられた公害苦情件数は158件あり、昨年度に比べて32件増加しました。そのうち、典型7公害(大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染)の地盤沈下、土壌汚染を除く5公害が、全体の約17%となっています。また、大気汚染に関する苦情15件のうち、ほとんどが野焼き(屋外での焼却)に関することです。その他131件の苦情については、不法投棄や空き地などの雑草に関するもので、そのほとんどを占めています。

公害苦情発生件数





循環を基調とする生活環境と公害のないまちづくりを目指し、村内から収集されたごみは、ひたちなか・東海クリーンセンターと東海村清掃センター(ごみゼロ推進室)で適正に処理するとともに、分別を徹底してリサイクルするなど、積極的なごみの減量化に努めています。

ごみゼロ推進室では、「ごみゼロ」を合言葉に、ごみの減量化に向けた取組みを行っています。

1 一般廃棄物の処理状況

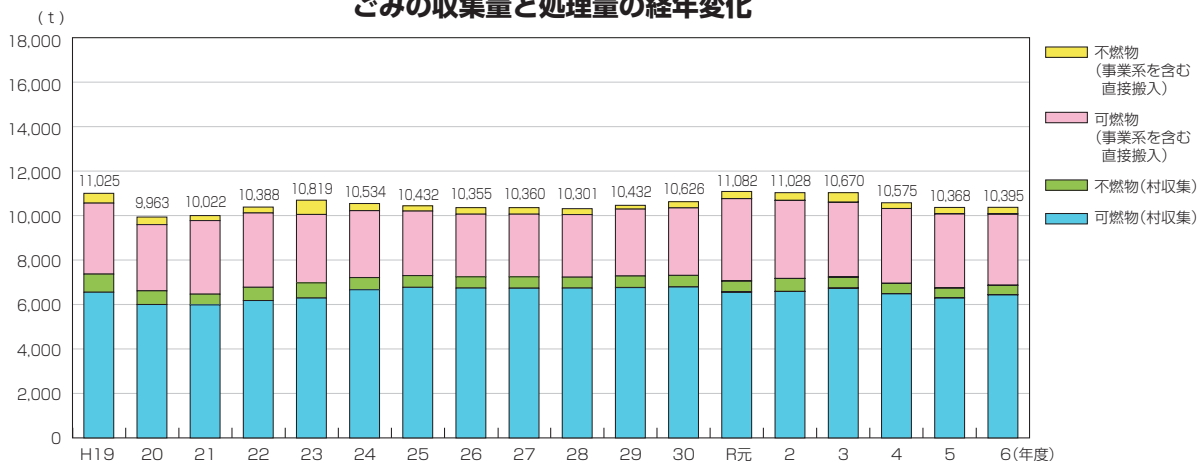
①ごみの収集・処理状況

村では、家庭から出るごみについて、燃えるごみ(週2回)、燃えないごみ・粗大ごみ(月2回)、資源物(月1回から4回)に分け、ステーション方式で収集を行っています。

資源物については、平成17年からプラスチック製容器包装、平成19年から乾電池・蛍光灯・水銀体温計、平成20年から空き缶・スプレー缶を分別品目に追加し、令和6年からは小型充電式電池の引き取り(清掃センター直接搬入のみ)も開始しました。現在、資源物の分別品目は16種類に及びます。

令和6年度の村内の可燃・不燃ごみ搬入量は、村収集分と事業系を含む直接搬入分を合わせて10,395tで、前年度比27tの増となりました。また、資源物の搬入量は1,486tとなっています。

ごみの収集量と処理量の経年変化



②し尿・浄化槽汚泥処理状況

令和6年度の収集状況は、し尿が1,213kl、浄化槽汚泥が3,824klで、計5,037klとなっています。その他、令和元年10月から災害支援業務の一環として、太子町内のし尿及び浄化槽汚泥について受け入れておりましたが、太子町の施設整備が完了したため、令和5年11月をもって受入を終了しました。

2 一般廃棄物の処理施設

①ひたちなか・東海クリーンセンター

平成24年5月1日から本格稼働し、東海村とひたちなか市の燃えるごみを焼却処理しています。(110t/24h×2基)焼却に伴い発生した余熱は発電に利用されており、施設内の電気等を賄っているほか、余剰分の電力は売電しています。また、焼却灰の溶融によりスラグ、メタル、鉄等の有価物が生成されており、リサイクル資材として有効活用されています。

施設の維持・管理や運営業務を民間業者に委託することで、ごみ処理経費の削減を図っています。



②東海村清掃センター

清掃センターでは、村内から収集・持ち込まれた家庭系・事業系の不燃ごみ、粗大ごみ、資源物の中間処理をしています。

不燃ごみは、清掃センターに搬入後に選別を行い、金属類等を回収後、民間業者で処理をしています。

不燃物の処理で発生した不燃性残渣は、村外の一般廃棄物最終処分場に埋め立て及び一部資源化をしています。





粗大ごみは、清掃センター内での選別作業を経て、焼却、資源化といった処理がなされています。また、出された粗大ごみのうち、再利用が見込める小型家具などは、清掃センター内で再生処理を行い村民向けに販売しています。

資源物は、16品目に分別されており、それぞれ清掃センター内のストックヤードで一時保管したのち、専門業者に委託するなどして資源化しており、リサイクル率の向上に努めています。

③東海村衛生センター

村内の家庭・事業所から発生したし尿・浄化槽污泥は衛生センター(処理能力:40kℓ/日)に搬入されており、標準脱窒素処理方式及び高度処理により処理しています。

3 ごみの減量化・資源化の取組み

①清掃センターでのリユース品販売

廃棄されてしまうものの中からまだ使える物を見つけ出し、清掃センター内で小型家具・雑貨等のリユース品を取り扱っています。

令和
6年度
実績

◆リユース品展示販売数

- ・小型家具 260点
- ・雑貨等 1,229点



②再生資源分別回収報奨金

村では、ごみの発生を抑制するとともに、有限な資源の有効利用を図るため、再生資源を回収する団体に対し、報奨金を支給しています。

令和
6年度
実績

- ◆子ども会等 16t(登録団体6団体)
- ◆自治会 1,155t(村内28自治会)



③東海村エコ・ショップの認定

村では、村内の環境にやさしい商品の販売やごみの減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗を「エコ・ショップ」として認定しています。

令和
6年度
実績

- ◆令和7年1月現在 37店舗



④生ごみの処理

家庭用生ごみ処理機器購入補助

平成11年度から、家庭用生ごみ処理機器(電動生ごみ処理機・コンポスト容器)を購入する方に補助金を交付しています。

補助実績

- ◆令和6年度 27世帯
- ◆累計 のべ1,373世帯
(平成11~令和6年度)



「第3次東海村環境基本計画」の「低炭素社会」分野では、2050年のカーボンニュートラル実現を視野に入れ、2030年までに地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素の排出量を基準年(2013年)比で44.3%削減することを目指していることから、ZEBやZEH等の環境配慮建築物の普及や、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー導入促進等の省エネ・創エネのための対策が求められています。

カーボンニュートラル実現のためには、行政・事業所での取組みのほか、各家庭においても脱炭素化に貢献する製品や再生電力の普及を拡大していく必要があります。それには消費者の意識転換が必要不可欠ですので、引き続き生活の中で実践可能な省エネ行動や環境に配慮した製品の購入などを積極的に進めていきましょう。

※ ZEB・ZEH・・・高効率設備と再生設備の導入により、年間に消費する一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建物。

1 二酸化炭素排出量の推計

村では、「第3次東海村環境基本計画(令和3年度～令和7年度)」に基づき、「村内のどこからどのくらいの二酸化炭素が排出されているのか」を把握するため、毎年度二酸化炭素排出量実態調査を行っております。

第3次東海村環境基本計画では、2030年(令和12年)までに二酸化炭素排出量を基準年の2013年(平成25年)比44.3%削減することを目標としており、令和6年度は18.5%の減少*となりました。

カーボンニュートラル社会の実現に向け、省エネ・省資源化に対する一人ひとりの行動変容が重要となります。家庭や事業者でできる省エネ行動や、省エネ家電への買い替え等に取り組んでいきましょう。

※本調査で回答のあった家庭、事業所からの令和5年度排出量実績に基づく村独自の推計。

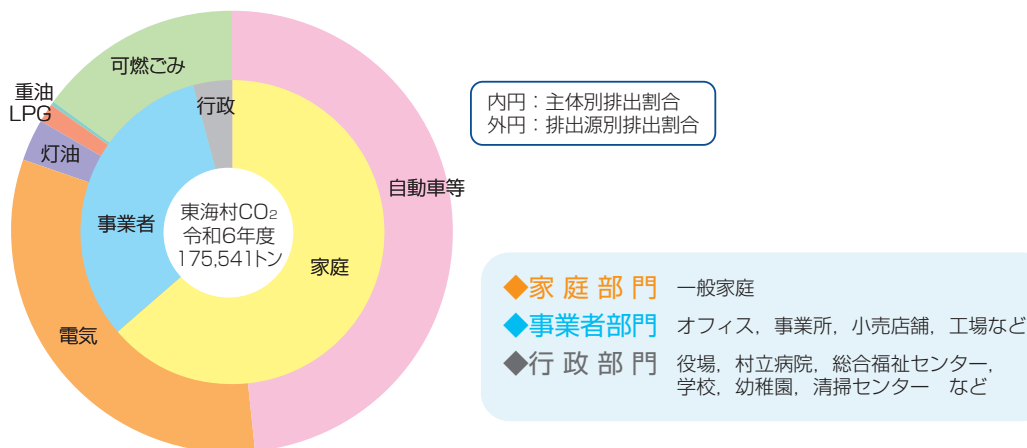
主体別・排出源別二酸化炭素排出量(令和6年度)

(トン-CO₂/年)

排出量 主体	自動車等	電気	灯油	LPG	重油	可燃ごみ	合計
家庭	65,778	23,269	3,480	1,402	0	17,788	111,717
事業者	19,084	26,648	1,956	660	801	7,410	56,558
行政	179	6,081	162	126	0	718	7,266
合計	85,041	55,999	5,598	2,188	801	25,916	175,541

※端数処理のため合計が一致しない場合があります。

主体別・排出源別二酸化炭素排出割合(令和6年度)





2 とうかいエコオフィスプラン

東海村役場では、平成14年3月に「とうかいエコオフィスプラン」を策定し、地球温暖化対策として、村の行う事務事業における環境負荷低減に向けた取組みを始めました。令和4年度からは「第5次とうかいエコオフィスプラン」を運用しており、令和元年の二酸化炭素排出量(6,817t-CO₂)を基準値とし、令和8年度時点での電気、ガソリン、軽油、灯油、LPGの使用による年間二酸化炭素排出量を5,086t-CO₂(基準年度比マイナス1,731t-CO₂, 25%減)まで削減することを目標としています。

令和6年度の二酸化炭素排出量は、基準年度比3.9%削減となりました(表1)。また省資源の観点から削減に取り組んでいる、水道水使用量は、基準値比13.0%削減、用紙購入量は、基準年比8.6%削減となりました(表2)。

今後も節電定時退庁日やセルフビズの推進、オンライン会議の活用による遠距離出張の削減等、職員の日頃の環境配慮行動を推進していくほか、LEDや高効率機器の導入、ハイブリッド車・次世代自動車への更新などハード面での対策を行い、削減目標を達成できるよう取り組んでいきます。

【表1】第5次とうかいエコオフィスプラン取組結果—主要CO₂排出源(令和6年度)

項目	R6使用量	CO ₂ 換算量(t)	CO ₂ 排出量 基準年(R1年度)比
電 気	13,307 MWh	6,081.4	-3.4%
ガ ソ リ ン	36,696 L	85.1	-11.3%
軽 油	36,566 L	94.3	-19.5%
灯 油	65,024 L	161.9	0.9%
L P G	21.144m ³	126.2	-12.8%
CO ₂ 排 出 量 計	—	6,549.0	-3.9%

(村内76施設対象)

【表2】第5次とうかいエコオフィスプラン取組結果—その他の資源(令和6年度)

項目	R6使用量	CO ₂ 排出量 基準年(R1年度)比
水 道 水	111.695m ³	-13.0%
用 紙	10,803千枚	-8.6%



3 住民主体の取組み

① 太陽光発電システム・蓄電システムの導入促進

再生可能エネルギーの導入を促進するため、平成13年度から住宅用太陽光発電システムを設置する方に補助金を交付しています。令和6年度は84件の補助を行いました。また、令和5年度からは再生可能エネルギーの自家消費拡大や災害時のレジリエンス向上を図るため、蓄電システムの導入支援も進めており、令和6年度は32件の補助を行いました。

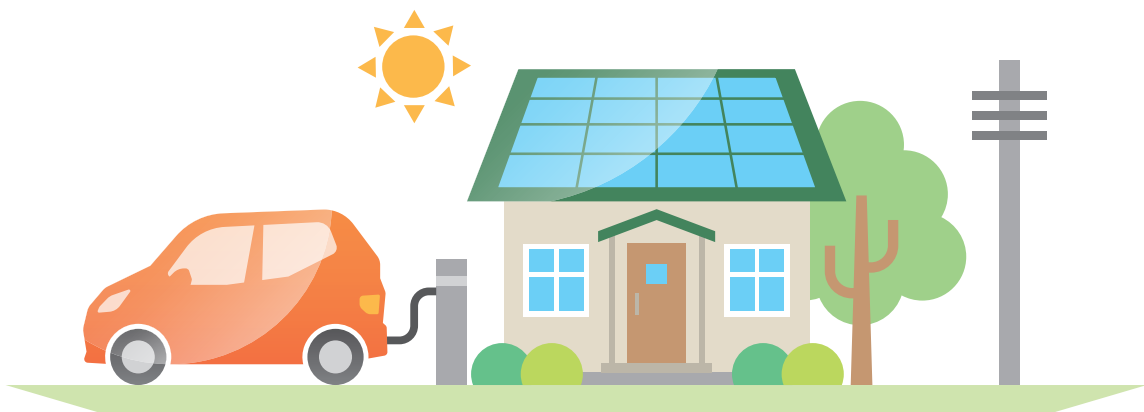
② 住宅設備の高効率化

家庭におけるエネルギー消費量の削減を図るため、省エネ性能の高い家電製品や高断熱窓の導入を支援する補助制度も実施しています。令和6年度は省エネ家電に154件、高断熱窓へのリフォームに2件の補助を実施しました。

③ 交通分野の脱炭素化

家庭及び事業者向けに電気自動車（EV）及びV2Hシステムの導入を支援する補助制度を設けています。EVは走行時に二酸化炭素を排出しないことから、温室効果ガス削減に大きく貢献します。さらに、EVと住宅との双方向に電力需給を行うV2Hシステムを導入することで、災害時の非常用電源として活用できるなど、エネルギーの利活用の幅が広がります。

令和6年度はEVの導入に9件、V2Hシステムの導入に1件の補助を実施しました。





1 環境教育・学習の推進

①小中学校の環境学習支援

村では「歴史と未来の交流館」を拠点に、村内小中学校と連携を図り、ふるさとの歴史や地域資源、自然に興味・関心を深めながら、より良い学習活動を行う「ジョイント授業」を展開しています。本事業では各分野の専門家による学校内のビオトープや村内緑地等でのフィールドワーク、生物多様性の視点を盛り込んだ講話を通して、身の回りの豊かな自然環境から地球環境について考える学びの機会を提供しています。

【表】令和6年度環境学習支援・主な実施内容

実施時期	学校名	対象学年	活動場所	参加児童数	内容
7月3日	石神小学校	5年生	石神城址公園	28名	フィールドワーク
9月25日	村松小学校	5年生	村松小学校周辺・ビオトープ	49名	フィールドワーク



②こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、子どもたちに地域の中で楽しく地球環境に関する学習・活動に取り組んでもらうことで、人と環境との関わりについて理解を深め、自然を大切に思う心を育むことを目的として、環境省が全国に呼びかけて主催しているものです。

村は、各クラブと全国事務局(日本環境協会)と茨城県事務局とのパイプ役を担っています。

③東海村清掃センター、ひたちなか・東海クリーンセンターで学ぶ

清掃センターとクリーンセンターでは、施設見学を随時受付しています。施設見学を通して、皆さんが出すごみの処理方法やごみの減量化・リサイクルについて学ぶことができます。

環境に興味のある子どもから大人まで、幅広い年齢層の方が、施設見学をしています。

2 村民参加による環境保全活動

①クリーン作戦

●村内一斉クリーン作戦

村内一斉の清掃活動を通して、地域の美化意識の高揚を図るため、住民・事業者・行政によるクリーン作戦を推進しています。春と秋に行われる村内一斉クリーン作戦は、高齢者クラブ、スポーツ少年団、事業所、自治会などに呼びかけ、実施しています。

令和6年度のクリーン作戦実施状況

	春	秋
実施日	6月8日(土)	10月26日(土)
場所	村内全域	村内全域
参加団体	62団体	60団体
参加者	5173人	4888人
ごみ収集量	1.51t	2.33t



クリーン作戦

●地域のクリーン作戦

身近な環境保全活動の推進を目的として、村では、環境美化活動を行うボランティア団体や自治会に対してごみ袋の資材を提供しています。

②東海村ボランティア不法投棄等監視員によるパトロール

不法投棄等を未然に防止するとともに、これらを早期発見することを目的として、平成30年度から「東海村ボランティア不法投棄等監視員設置要綱」に基づき、公募により登録した監視員によるパトロールが行われています。村は監視員と連絡を密にして、迅速かつ適切な対応・処理に努めています。



ボランティア不法投棄等監視員

③緑地保全活動

村内の緑地（前谷津・天神山）を保全するため、地元自治会と行政が「協働の事業」協定を締結し、年1回、下草刈りやごみ拾いなどを行っています。



3 環境情報の共有

環境情報の提供と共有は、住民・事業者・行政の各主体が環境に配慮した行動・施策を実施する上で不可欠です。

村では、「東海村の環境」を作成し、村の環境情報の提供に努めています。また、東海村ホームページにて、東海村役場の環境への取組み状況を公表しています。



問い合わせ先

東海村村民生活部環境政策課

〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

TEL 029-282-1711

kankyou@vill.tokai.ibaraki.jp

令和7年版 東海村 環境政策の概要
令和8年3月発行